

| No | 頁 | 章 | 節 | 1 | (1) | 1) | ① | a) | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|---|---|---|-----|----|---|----|---|----------------|--|---|
| 1 | 8 | | 2 | | | | | | | 業務実施企業の参加資格要件 | <p>国交省が「公共建築の工事監理等業務委託マニュアル」で示す「第三者監理方式（2パターンからの選択）」を認めて頂けないでしょうか。 また不可の場合、必要な工事監理者条件（常駐・専任・一級建築士取得後の実務年数・業務実績など）を加えないと「工事の品質確保」が担保されないのではないのでしょうか。（雇用3ヶ月のみでは監理能力に不安を感じませんか。）熊本市が求める品質を確保するための条件として、改めて明確に示して頂けないでしょうか。</p> <p>【質問の主旨】 入札説明書には「工事監理業務は、設計業務及び建設工事業務その他の業務を行う者と同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が実施してはならない」とあり、R5.7.28の実施方針（案）に関する質問・意見への回答で同一企業の業務実施は不可とされています。 一方、公共建築の工事監理等業務委託マニュアルでは、第三者監理方式として、設計事務所を分ける場合と同一であっても管理技術者を異なるように仕様書に規定すれば第三者性は確保されるとあります。（マニュアルは下記の国交省HPに掲載されています。） https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000067.html また、同一企業不可の理由として、質疑回答に「工事の品質確保」をあげておられますが、国交省マニュアルにも示す通りデメリットもあります。 （デメリット） 他の方式に比べて現場の関係者が増える（責任区分が複雑になる） このことは、労働時間の増大や工事監理費増大などを招きかねません。従って、提案（設計）内容を実現するために、最適な方式を事業者提案により第三者監理方式から選択する方が、工事の品質確保や税金の節約（コストダウン）にもつながるのではないのでしょうか。 さらに、同一企業不可のメリットとしては、<u>県外設計事務所の事業参加のしやすさ（工事監理負担軽減）</u>があります。その結果、県内設計事務所は、設計業務の参加資格を有しているにもかかわらず、大手企業の依頼により監理業務を担うことになるケースが大いに予想されます。それは、将来県内設計事務所の設計企業としての将来的な参加資格消滅につながります。また、大手設計事務所による特殊な技術・工法が用いられている場合だと、工事監理者の能力次第では「工事の品質確保」はできませんし、設計者は特殊ではないとしても、監理者の能力次第では特殊（未経験）となるケースも十分考えられるのではないのでしょうか。 <u>熊本市県の将来的な技術者不足・設計技術継承・経済発展を考慮しご回答下さい。</u></p> | 本市では、工事の品質確保のため設計業務・工事監理業務を同一の者が担当することは認めておらず、本事業についても同様に扱います。 |
| 2 | 11 | 3 | 2 | 3 | | | ④ | | | 建設工事業務を行う者の資格 | ④の要件を満たす技術者について申請段階では該当技術者を複数名提出し、そのうち1名を配置する事で問題ないのでしょうか。 | 配置予定技術者1名分のみ提出してください。入札説明書P.31のとおり、やむを得ない事由により配置予定技術者を変更する場合には、本市承認の上、変更前の配置予定技術者又は配置技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置してください。 |
| 3 | 12 | | 2 | 4 | | | ② | | | 工事監理業務を行う者の資格 | 「4000㎡以上の公共施設の工事監理業務（改修工事を除く）を元請けとして履行した実績」には、地方公共団体が発注した買取型災害公営住宅4000㎡以上の工事監理事業者としての構成員（再委託先や協力企業ではなく、基本協定を結んだもの）も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、当該事業の工事監理企業として管理技術者を配置し、工事監理業務に主として携わった場合に限りです。 |
| 4 | 19 | 5 | 3 | 6 | (3) | | | | | 入札説明書等に関する個別対話 | 「開催場所での参加人数は合計で4名以内とする」とありますが、参加人数を増やしていただくことはできないのでしょうか。 | 開催場所での参加人数は入札説明書に記載のとおり、4名以内とします。 |
| 5 | 33 | 9 | | 1 | | | | | | 入札参加資格審査 | 提出書類の納税証明書は、その1、その3の3の両方でしょうか。もしくは、そのいずれかでしょうか。 | その1、その3の3の両方を提出してください。 |

| No | 頁 | 添付資料 | 第1 | 1 | (1) | ① | ア | | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----|---|-----|---|----|-----|---------------|--|--|
| 1 | 14 | | 第2 | 1 | (2) | ② | ア | | 延面積 | 延床面積については概ね±5%以内とありますが、上限値は工事費が範囲内であれば提案可能と考えてよろしいでしょうか。 | 事業費が範囲内である場合でも、本施設の適正規模や国庫補助等を勘案し、「概ね±5%」としています。なお、本施設の想定面積の考え方については、要求水準書P.12「(3) 整備対象施設の概要」表2に記載のとおりであり、多様な学びの創出につながる計画を期待します。 |
| 2 | 17 | | 第2 | 1 | (2) | ④ | | | サイン計画 | 校名サインは建物外壁1か所、正門1か所と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書P.48「⑨外構・グラウンド ア出入口 (b)」に記載のとおり、学校車両出入口にも設置が必要です。上記を含め、提案により主要な敷地出入口と想定される個所にサインを設置してください。 |
| 3 | 21 | | 第2 | 1 | (4) | ② | オ | (b) | 電話設備 | 主装置、電話機は、資料20に準じ「教育委員会指導課による機器リース」とし、本事業に含まないと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 22 | | 第2 | 1 | (4) | ③ | ウ | a | 自動制御設備 | 換気設備の遠方発停は単相ファンは含まれないと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 22 | | 第2 | 1 | (4) | ④ | ア | b | 給排水衛生設備 | 給湯設備についてはすべて雑湯用（洗面・手洗いの利用）とし、飲用対応は別途備品（ケトル等）によるものと考えてよろしいでしょうか。 | 給湯コーナー（職員室内及び事務室内）及び保健室のキッチンに設置する給湯器は飲用の熱湯栓を併用します。（「熊本市学校施設標準仕様—機械設備編—」参照） |
| 6 | 23 | | 第2 | 1 | (5) | ② | | | 災害時対応 | 屋内運動場に設置される災害時優先電話は、防災対策課対応（別途工事）の「災害用特設公衆電話」と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 28 | | 第2 | 2 | (2) | ② | イ | (b) | 児童育成クラブ | b玄関の項目に、「各室に50名分程度の靴箱を設置」とありますが、「玄関」のみに靴箱を設置する想定でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。靴箱は玄関の屋内に設置してください。 |
| 8 | 29 | | 第2 | 2 | (2) | ② | ウ | | 交流スペース | 「新世代型学習空間を想定した計画」と記載がありますが、交流スペース以外の他室で提案することは可能でしょうか。 | 交流スペースにおける「新世代型学習空間」を想定した計画は必須です。そのうえで、交流スペース以外の他室で「新世代型学習空間」を想定した計画を提案することは可能です。 |
| 9 | 29 | | 第2 | 2 | (2) | ② | エ | (f) | 総合図書館 | 出入口近傍の手洗いは、司書の方の利用を想定していると考えてよろしいでしょうか。 | 主に児童生徒が使用する想定です。 |
| 10 | 29 | | 第2 | 2 | (2) | ② | エ | (h) | 総合図書館 | 発表スペースは発表を聞くためのスペースが確保できればよいと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。機能性等を考慮した上で、他のスペースと兼用する提案も可能です。 |
| 11 | 29 | | 第2 | 2 | (2) | ② | エ | (q) | 総合図書館 | 「各種情報機器」は教師用PC、プリンター2台が想定機器と考えてよろしいでしょうか。 | 教師用PC、プリンター2台に加えて、児童生徒用PC1台を想定しています。 |
| 12 | 34 | | 第2 | 2 | (2) | ④ | アエ | | 家具 | 児童生徒の1学級の想定人数は35人と考えてよろしいでしょうか。理科実験台、家庭科調理台の数を「8台」と限定せず、学習方法を含め、ご提案させて頂けないでしょうか。 | 前段：1学級の想定人数は、お見込みのとおりです。 後段：理科実験台、家庭科調理台の数は最低8台とし、それ以上であれば提案可能です。 |
| 13 | 34 | | 第2 | 2 | (2) | ④ | ア | (g) | 特別教室 | 「理科準備室は、理科室2室で共用できる計画とすること」とありますが、提案内容によっては理科室1室ごとに準備室を1室とした計画は可能でしょうか。 | 不可です。 |
| 14 | 37 | | 第2 | 2 | (2) | ⑤ | ウエ | | 印刷室 給湯コーナー | 【資料8 必要諸室リスト】に記載がありませんが、面積や設備仕様等は適宜と考えて宜しいでしょうか。 | 面積・設備仕様は職員室に含みます。面積内訳は適宜提案ください。 |

| No | 頁 | 添付資料 | 第1 | 1 | (1) | ① | ア | | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----|---|-----|---|---|-----|-------------|---|--|
| 15 | 37 | | 第2 | 2 | (2) | ⑤ | エ | | 給湯コーナー | 「給湯設備は電気温水式」とありますが、その他のエリアについては電気式の給湯とするか、ガス式の給湯とするかは提案によると考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 給湯コーナー（職員室内及び事務室内）及び保健室のキッチンに設置するもの以外については、提案によるものとしています。（「熊本市学校施設標準仕様―機械設備編―」参照） |
| 16 | 40 | | 第2 | 2 | (2) | ⑥ | エ | | バリアフリートイレ | バリアフリートイレはすべてオストメイト対応要望ですが、資料08では給湯要望がありません。給湯対応は不要でしょうか。 | 電気温水器付きのオストメイトを想定しています。 |
| 17 | 44 | | 第2 | 2 | (2) | ⑦ | ア | i | 更衣室 | 「屋内運動場の更衣室にシャワーブースを設置」とありますが、資料08の体育施設の更衣室欄には給水・給湯要望がございません。上記更衣室には給水・給湯が必要と考えてよろしいでしょうか。また、武道場更衣室およびプール更衣室には、要求水準および資料08の通り、給水・給湯は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 前段：屋内運動場の更衣室には給水・給湯が必要です。「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。 後段：お見込みのとおりです。 |
| 18 | 45 | | 第2 | 2 | (2) | ⑦ | イ | | 屋内運動場・武道場 | 屋内運動場と武道場の更衣室は兼用可能と考えてよろしいでしょうか。 | それぞれに必要です。要求水準書の「資料08 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。 |
| 19 | 46 | | 第2 | 2 | (2) | ⑦ | エ | | プール | 「プールサイドの日除け及び目隠し対策」については、建物高さにより視線制御の必要がないと判断できる場合、目隠しは不要と考えてもよろしいでしょうか。 | 設置高さ・位置等を含めて視線対策が不要と判断される場合は不要です。 |
| 20 | 47 | | 第2 | 2 | (2) | ⑧ | ア | | 体育倉庫 | 要求水準では給水要望がありませんが、資料08では給水要望がございます。供給先、用途をご教示ください。 | 体育倉庫の給水は不要です。「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。 |
| 21 | 47 | | 第2 | 2 | (2) | ⑧ | エ | | ゴミ置き場 | ゴミ置き場は「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト（参考仕様）」に記載がある既製品とその基礎のみで構成され、屋根や壁（フェンス等含む）は無いものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 46 | | 第2 | 2 | (2) | ⑧ | | | その他 | 体育倉庫と屋外トイレは新校舎と一体的に整備することも可能と考えてよろしいでしょうか。 | 原則として別棟を想定していますが、グラウンドからの利便性や校舎内の採光、機能性を考慮して、適切な計画である場合は、一体的に整備することも可能です。 |
| 23 | 47 | | 第2 | 2 | (2) | ⑧ | | | その他 | 体育倉庫、部室、屋外トイレ及び半屋外スペースを新校舎と別棟で設ける場合、いずれも耐震安全性の分類はそれぞれ構造体Ⅲ類、非構造部材B類、建築設備乙類と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 24 | 47 | | 第2 | 2 | (2) | ⑧ | | | その他 | 体育倉庫、部室、屋外トイレ及び半屋外スペースを新校舎と別棟で設ける場合、それぞれの構造種別は問わないと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 25 | 47 | | 第2 | 2 | (2) | ⑨ | ア | | 登校門・自転車出入口門 | 想定されている「南側道路」の位置をご教示頂けないでしょうか。 | 奥古閑町第7号線です。 |
| 26 | 48 | | 第2 | 2 | (2) | ⑨ | イ | (f) | グラウンド | 「テニスコートは～サブグラウンドに設けることも可とする」とありますが、その場合はテニスコートとサブグラウンドを兼用するとの解釈で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 50 | | 第2 | 2 | (2) | ⑨ | エ | (a) | 駐車スペース | 「敷地内及び給食調理場跡地に、駐車スペースを合計60台分以上設けること」とありますが、敷地内に設ける駐車スペースの台数に条件はありますでしょうか。 | 台数に関する条件はありませんので、提案によります。 |

| No | 頁 | 添付資料 | 第1 | 1 | (1) | ① | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----|---|-----|---|---|---------------|--|--|
| 28 | 53 | | 第2 | 3 | (6) | | | ワークショップ | ワークショップの具体的なヒアリング対象・実施回数等の想定があれば、ご教示ください。 | 要求水準書P.53「(6) ワークショップの実施」に記載のとおり、ワークショップの対象は教職員や児童生徒、地域住民等を想定しています。実施回数は、事業者にて意向反映のために適切と考えられる回数を提案してください。 |
| 29 | | | 第3 | 1 | (8) | ④ | | 既存校舎等の解体・撤去業務 | 特殊廃棄処理が必要なPCB含入機器の有無、数量をご教示頂けないでしょうか。 | 該当する機器はありません。 |
| 30 | | | | | | | | 資料8 | 職員室にリモートマイク等を設置とありますが、アンプ付属のマイクが設置されていれば良いと考えてよろしいでしょうか。 | ページングにて放送室の一般放送アンプを起動し、放送を行うものとするため、リモートマイクは設置不要です。（「熊本市学校施設標準仕様—電気設備編—」参照）「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。 |
| 31 | | | | | | | | 資料8 | 体育施設玄関に災害時優先電話の記載がありますが、防災対策課対応（別途工事）の「災害用特設公衆電話」と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | | | | | | | | 資料8 | 図工・美術準備室に給水・給湯要望がありませんが、不要でよろしいでしょうか。 | 給湯は不要ですが、給水は必要です。「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。 |
| 33 | | | | | | | | 資料8 | 保健室にガス供給の要望がありますが、シャワー用のガス給湯器への供給と考えてよろしいでしょうか。 | シャワー用の給湯器の熱源については提案によるものとし「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。（「熊本市学校施設標準仕様—機械設備編—」参照） |
| 34 | | | | | | | | 資料8 | 配膳室(1階)に給湯要望がありませんが、不要でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | | | | | | | | 資料9 | 理科室（前期・後期）、理科準備室、図工・美術室および準備室、技術室、家庭科室、音楽室、配膳室(1F)の「流し台」の水栓数量、給湯、排水の記載がありませんが、必要と考えてよろしいでしょうか。数量と給排水・給湯要否をご教示ください。 | 別の質問を含む共通の前提条件として、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト（参考仕様）」は参考仕様であり、計画に応じて適切な数量を提案ください。上記を前提として、本質問の内容については特記仕様の欄も確認の上で適切に提案してください。なお、給湯は不要です。 |
| 36 | | | | | | | | 資料9 | 配膳室(1階)の「手洗い」について、水栓数量と給排水・給湯要否をご教示ください。 | 「手洗い」の水栓は1口程度を想定しています。なお、給湯は不要です。また、配膳室(1階)の「流し台」は「スロップシンク」のことです。「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト（参考仕様）」を修正します。 |
| 37 | | | | | | | | 資料9 | 体育施設の「更衣室」について、屋内運動場の更衣室、武道場の更衣室どちらを指していますでしょうか。 | 屋内運動場及び武道場のどちらにも更衣室の整備が必要です。武道場の更衣室を追加し、「資料8 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」、「資料9 建設業務に含む什器・備品リスト（参考仕様）」を修正します。 |
| 38 | | | | | | | | 資料9 | プール・プール付属室の「手洗い流し」について、水栓数量と給排水・給湯要否をご教示ください。 | 給湯は不要です。なお、水栓数量は要求水準書に記載のとおりです。 |

落札者決定基準 質問回答（令和5年8月31日公表）

| No | 本編 | 別紙 | 頁 | 1 | (1) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|---|---|-----|-------------|--|--|
| 1 | | | 8 | | | ZEB認証 | 今回のZEB認証について、熊本市から補助金の申請等は考えていらっしゃるのでしょうか？ | ZEB認証にかかる補助金の申請は想定していません。なお、ZEB認証に関する申請手続きは、要求水準書P54（7）各種申請業務に含まれます。 |
| 2 | | 別紙 | 6 | | | 加点項目審査の評価基準 | 設計業務に関する事項【施設計画】の配点が120点とありますが、その配分をご教示ください。 | 配点の配分は示しません。 |

様式集 質問回答（令和5年8月31日公表）

| No | 書類名 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------|---|-----|---|---|--------------------------|--|--|
| 1 | 様式集 | | | | | | 提出書類 | 納税証明書について、国税の「その1」及び「その3の3」とありますが、どちらかでよろしいでしょうか？それとも両方必要でしょうか？ | その1、その3の3の両方を提出してください。 |
| 2 | 様式集 | 1-1 | | | | | 参加表明書 | ■代表企業 ■構成員1…とありますが、構成員1とは代表企業を続けて記入するのでしょうか？ | 「■構成員1」欄以降に代表企業についての記載をする必要はありません。 |
| 3 | 様式集 | 1-1 | | | | | 参加表明書 | 建設JV(甲型)の代表者が代表企業を務める場合、様式1-1への記入方法は、代表企業欄に建設JVの代表者を記入し、構成員欄に建設JVの構成員を記入すれば宜しいでしょうか。若しくは、代表企業欄に建設JVを記入すれば宜しいでしょうか。 | 建設JV(甲型)の代表者が代表企業を務める場合、様式1-1への記入方法は、代表企業欄に建設JVの代表者を記入し、構成員欄に建設JVの構成員を記入してください。 |
| 4 | 様式集 | 2-3 | | | | | JV書類 | 建設企業2社が、共同施工方式（甲型JV）の場合、設計と施工の共同企業体協定書とは別に甲型の共同企業体協定書が必要でしょうか？ | お見込みのとおりです。建設JVの協定書を提出してください。 |
| 5 | 様式集 | 2-3 | | | | | 添付書類 | 「契約書及び仕様書、図面等規模の分かる書類の写し」とありますが、公共工事の実績証明であるCORINSの竣工登録の写しでよろしいでしょうか？ | 建設工事業務を行う者の資格②を証する書類として、要件を確認できるものであれば、CORINSの竣工登録の写しで構いません。なお、提出の際には、要件を確認できる内容のものか十分確認のうえ提出してください。 |
| 6 | 様式集 | 2-3 | | | | | 建設工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 建設工事業務において建設JV(甲型)を組成して参加する場合、様式2-3は建設JVの代表企業と構成員をそれぞれ別々に作成すると考えて宜しいでしょうか。若しくは建設JVとして1部作成すれば宜しいでしょうか。 | 建設JVの代表者及び建設JVの構成員について、それぞれ別々に作成してください。 |
| 7 | 様式集 | | | | | | 提出書類 | 「会社概要書」とありますが、直近のパンフレット等でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |

設計建設工事請負契約書（案） 質問回答（令和5年8月31日公表）

| No | 契約書 | 契約書 約款 | 別紙 | 頁 | 条 | 1 | (1) | ア | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|-----------|----|---|---|---|-----|---|---|---------------|--|-------------|
| 1 | | | 1 | | | | | | | 請負代金の 改定方法 | 「物価変動率を勘案して改定する」とあり、「建築費指数-学校（RC）-福岡」を用いるとありますが、現場管理費までを含めた「工事原価」を指数と考えてよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |